

産廃業者の選定には くれぐれもご注意を

総合商社・美匠

近年、無縁墓石の不法投棄がマスコミで大きく取り上げられるなど、墓石の処置や処分方法が社会問題となつて久しい。平成23年に経済産業省が改正した廃棄物処理法における罰則の強化、あるいは墓石自体に対する解釈の変化を含め、弊紙でも昨年12月に詳細を報じたことは周知であろう。あれから約半年、あらためて現況を確かめるべく、再び墓石処理に詳しい総合商社・美匠の中西あざみ代表を訪ねた。

奈良県橿原市に本社を置く総合商社・美匠は、関西・東海圏を中心とした広範囲で、墓石の処分や永代供養、各種建立、お墓参りとお墓掃除の代行などを一手に担い、とりわけ墓石の処分においては撤去と回収から運搬、処分に至る全工程に法令遵守を徹底させていることで知られる。

また「廃棄物管理士」が複数名在籍しており、さらに産業廃棄物協会主催の講習会にも積極的に参加し、顧客に最新の廃棄物処理法の情報提供に努めている。

宗教的対象物から産業廃棄物へ

一定期間以上に渡って放置されている墓石は廃棄物にあたるのか否か。本来、墓石は先祖供養と宗教儀式的対象物であり、定められた場所に定められた方法で移動・安置されている場合はその限りでないと言われてきた。しかし一方、埋め立て処分にする段階で産業廃棄物（がれき類）に含まれてしまう可能性が高いという指摘も（弊紙第1999号弁護士・戸部秀明氏の説明による）。さらに近年は、相次ぐ不法投棄や無許可営業の問題もある。今後それらがどのように影響していくのか。墓石の処理・処分に関しては、そうした解釈の推移からも目が離せない。



同社の永代供養安置所での法要風景

代表の中西氏は、「墓石の処分はとてどもデリケートな問題。石材店様にとって、些細な不注意や手続き上の不備が、最悪の場合には刑事罰にも発展しかねない。そういう状況は今も変わっておりません」と語る。

「そのことを踏まえた上で、石材店様が墓石の処分を下請けに回すときに注意いただきたいことは、大きく分けて3つあります。まず1つは、

元請けとなる石材店様が、産業廃棄物委託契約書とマニフェスト伝票（正式名称は産業廃棄物管理票）を用意すること（いずれも各都道府県の産業廃棄物協会で購入可）。そしてもう1つは、下請けの産廃業者が該当地域の産業廃棄物収集運搬許可証を所持しているか。この点を必ずご確認ください」

なお、産業廃棄物収集運搬許可証は都道府県ごとの認可である。つまり、墓石の撤去と回収を行う際の許可証はもちろん、処分が他県で行われる場合には、その他県の許可証も必須となる。

「さらに、産廃業者との間で正式に産業廃棄物委託契約書を取り交わしておくこと。また、処分後にはマニフェストの提出を求めることも忘れてはいけません」。



中西 あざみ氏
総合商社・美匠の中西あざみ代表。廃棄物管理士の資格を持つ。アットホームな会社で、社員の夕食は奥様の手作り。業務の「報告・連絡・相談」を大事にしている。

現在の産廃物処理法では、もしも下請けの産廃業者（中間処理業者、最終処理業者を問わず）が無許可で処分を行った場合、あるいは万が一、不法投棄の事実が発覚した場合、元請けの石材店にも罰則が及ぶ。墓石の適切な処分には、まず第一に手続きの正確性、次いで信用のおける産廃業者の選定が肝要である。

少子高齢化の時代に求められていること

また一方、墓石処理に關して興味深い話も出た。最近は一一般の方からの永代供養依頼が、主にインターネット経由で増加傾向にあるという。「少子高齢化が進み、お墓の管理ができずに困っている方、あるいは継承者のいないお墓は確実に増え続けています」（中西氏）。

美匠では、そうしたニーズにもきめ細かく対応している。

「上質な和紙を用いた永代供養証明書の発行、安置時における個別供養、安置所の管理清掃の徹底など、ご先祖様を敬う施主様の気持ちをまず

第一に考えています」と中西氏。

「そして、ここからは元請けと下請けを問わない話になりますが、施主様にご不満を持たれてしまつような永代供養は絶対に避けなくてはなりません。とくに下請けでやらせていただく場合には、施主様の石材店様に對する信用問題にも責任を負う必要があるのです」。そうした全ての人に、常に満足してもらえようとする経営姿勢。それが美匠の提唱するコンプライアンス（法令遵守・要求や期待に応えること）であるという。

お墓に携わる上での責任を全うしたい

そしてもう1つ、美匠の新サービスにユニックBOXレンタルがある。いわゆるコンテナボックスのレンタル業務のこと、今は注文数に対してコンテナ自体の生産が追いついていないほどの需要がある。

「木材とプラスチック以外なら、何でも入れていただいて構いません。不要な石材やコンガラ、残土などを見栄え良く保管できるメリット

美匠で行う墓石処理の利点（一例）

- 1. 墓石1本からの依頼が可能
- 2. 委託契約書とマニフェストの作成代行
- 3. 低価格と明朗会計
- 4. 全ての廃材の引き取りが可能
- 5. 作業現場までの直接回収

があります」（中西氏）。

収容量は1ボックスにつき石材約4t分。満杯になった時点で、コンテナごと回収してくれるという。

中西氏は「時代の様々なニーズに合わせながら、業界全体として、正しくやっていくことがもつとも大事」と持論を展開する。「いずれにしましても、お客様一人ひとりのお墓じまいをきれいに終わらせる。これは非常に責任の重い仕事です」。だからこそ、安心と確実性を提供する義務があり、そこに強いやりがいを感じているという。そうした中西氏の言葉からは、この業界の本来あるべき真つ当な姿が浮かび上がってくる。



新サービスのユニックBOXレンタルサービスも好評！